

熊本県公報

第 1 1 2 6 4 号
平成 17 年 5 月 23 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 1
○ " " " " " "	(" ") 1
○水防警報河川の指定	(河川課) 1
○道路の区域変更	(道路総務課) 2
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退	(高齢者支援総室) 2
公 告	
○建築基準法第73条第2項の規定に基づく建築協定の認可に関する公告(建築課)	2
登 載 依 頼	
○熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 3

告 示

熊本県告示第 687 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県南阿蘇村大字河陰字長岩 5261 の 3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 688 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県南阿蘇村大字河陰字夫婦石 5283 の 83
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 689 号

水防法第 10 条の 6 第 1 項の規定により熊本県知事が水防警報を行う河川を次のとおり指

定し、平成17年5月23日より適用する。

平成17年5月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川名 二級河川坪井川
- 2 指定区間 左岸 熊本市坪井五丁目11地先から井芹川合流点まで
右岸 熊本市壺川一丁目11地先から井芹川合流点まで

熊本県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成17年5月23日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年5月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	山 西 大 津 線	阿蘇郡西原村大字小森字名ヶ迫鶴 818番 地先から 同村大字鳥子字塚原 816番 地先まで	前	4.0 ～ 20.0	857.0	単道改
		阿蘇郡西原村大字小森字名ヶ迫鶴 818番 地先から 同村大字鳥子字塚原 816番 地先まで	後	4.0 ～ 20.0	857.0	
		阿蘇郡西原村大字小森字畑村 1104番1地先から 同村大字鳥子字塚原 816番 地先まで		10.5 ～ 51.0	729.0	
主要 地方 道	熊 本 高 森 線	阿蘇郡西原村大字小森字名ヶ迫鶴 818番 地先から	前	26.0 ～ 57.0	50.0	単道改
		同大字 字畑村 1107番2地先まで	後	25.0 ～ 33.0	50.0	

2 区域変更する期日 平成17年5月23日

熊本県告示第691号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成17年5月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
武内外科医院 本渡市栄町14番21号	医療法人栄武会	平成17年4月1日

公 告

熊本県公告第418号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により建築協定を次のとおり認可した。